平成22年2月15日 編集·発行 農林水産省生産局技術普及課

◆大雪に伴う果樹等の被害防止に向けた技術指導の徹底について

【生產局生產流通振興課】

昨年11月からの大雪により、東北地方の一部では「平成18年豪雪」以来の大雪となっているほか、例年雪が少ない地域でも局地的な大雪が発生しています。

このため、果樹産地においては、枝折れや果樹棚の倒壊等の被害が発生しているとともに、一部の地域では、園内に入れず、せん定作業が遅延している状況となっています。

昨年、「園芸用施設における降雪・積雪対策について」(平成22年11月 19日付け農林水産省生産局生産流通振興課長通知)を発出したところですが、 更なる降雪及び今後の融雪期にかけて、枝折れ等の樹体被害の発生の増加が懸 念されます。

このため、農作物の被害を最小限に抑え、生育の回復を図るため適切な対応が行われるよう、技術指導の徹底をお願いする通知を発出しました。

被害が発生している地域や、今後被害が予想される地域の普及指導員の皆様におかれましては、天候の状況を把握された上で、下記の事項に留意の上、適切な指導を進めるようよろしくお願いします。

1. 降雪・積雪中の対策

- (1) 安全が確保できる範囲で、樹園地を見回り、除雪を行う。雪に埋まった枝は沈下しないうちに可能な限り掘り起こす。掘り起こしが困難な場合、スコップで雪に切れ目を入れたり、樹冠下の雪踏みを行う。 樹体の損傷が見られる場合は、ボルト等を使って損傷部の癒合を図る。
- (2) 園芸用施設を使用している場合は、施設内の温度を高め、積雪の自然 落下を促進するほか、ハウスの屋根の補強材や支柱等を設置する。 また、安全が確保できる範囲で、屋根の雪下ろしや施設周辺の除雪 を行う。施設の破損、倒壊等が生じた場合には、安全に留意しつつ、 早急に修復を行いハウス内の温度の確保に努める。

2. 雪解け時期の対策

- (1)最大積雪深に達し、晴天が見込まれる時期になったら、融雪剤(注1) を散布する。
- (2) 安全の確保に留意しつつ、樹園地を見回り被害状況を確認する。樹体の損傷の程度に応じて、ボルト等を使って損傷部の癒合(注2)を図ったり、改植を検討する。
- (3) 損傷した樹体は病虫害の被害を受けやすいので、適切な防除に努める。
- (4) 損傷した樹体は樹勢が弱まっているので、樹勢に見合った適切な着果 量となるよう摘蕾、摘花を行う。

3. 果樹経営支援対策等の活用

果樹の樹体損傷がひどく、改植(植え替え)が必要な場合には、農林水産省の「果樹経営支援対策事業」及び23年度から開始予定の「未収益期間対策」の対象となり得るので、早期の活用を図るようその内容、必要な手続きについて、被害地域への周知に努める。

- 注1: 融雪剤としては、やし殻炭、木炭等が市販されている。また、積雪中であっても、晴天がしばらく続くような時期に散布すると効果があるとの研究報告もあり適宜試みる。
- 注2:癒合措置は早いほうがよい(放置すると癒合が遅れたり、病気の感染口となる)が、作業の安全確保との兼ね合いで実施時期を検討する。

※お問い合わせ先

農林水産省 生産局 生産流通振興課 (03-3502-5957)
